

# 音威子府村地域防災計画

---

(地震災害対策編)

平成27年3月

音威子府村防災会議



〔目 次〕

地震災害対策編

第1章 総 則	227
第1節 計画策定の目的	227
第2節 計画の構成	227
第3節 計画の基本方針	227
第4節 音威子府村の地形、地質及び社会的現況	228
第5節 音威子府村及びその周辺における地震の発生状況	228
第6節 音威子府村における地震の想定	228
第2章 災害予防計画	230
第1節 住民の心構え	230
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	232
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	235
第4節 防災訓練計画	236
第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	236
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	236
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	236
第8節 避難体制整備計画	237
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	237
第10節 火災予防計画	237
第11節 危険物等災害予防計画	239
第12節 建築物等災害予防計画	242
第13節 土砂災害の予防計画	245
第14節 液状化災害予防計画	246
第15節 積雪・寒冷対策計画	247
第16節 業務継続計画の策定	247
第17節 複合災害に関する計画	248
第3章 災害応急対策計画	249
第1節 応急活動体制	249
第2節 地震情報の伝達計画	250
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	254
第4節 災害広報・情報提供計画	255
第5節 避難対策計画	256
第6節 救助救出計画	257
第7節 地震火災等対策計画	258
第8節 災害警備計画	259
第9節 交通応急対策計画	259
第10節 輸送計画	259
第11節 ヘリコプター等活用計画	259
第12節 食料供給計画	259
第13節 給水計画	260
第14節 衣料・生活必需物資供給計画	260
第15節 石油燃料供給計画	260

第 16 節	生活関連施設対策計画	260
第 17 節	医療救護計画	262
第 18 節	防疫計画	262
第 19 節	廃棄物等処理計画	262
第 20 節	家庭動物等対策計画	262
第 21 節	文教対策計画	262
第 22 節	住宅対策計画	262
第 23 節	被災建築物安全対策計画	263
第 24 節	被災宅地安全対策計画	264
第 25 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	264
第 26 節	障害物除去計画	264
第 27 節	広域応援・受援計画	264
第 28 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	264
第 29 節	防災ボランティアとの連携計画	265
第 30 節	災害救助法の適用と実施	265
第 4 章	災害復旧・被災者援護計画	266
第 1 節	災害復旧計画	266
第 2 節	被災者援護計画	266

# 第1章 総 則

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、村における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成されている「音威子府村地域防災計画」の「地震災害対策編」として、村防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「音威子府村地域防災計画（風水害等災害対策編）」による。

## 第3節 計画の基本方針

この計画は、村及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 音威子府村

村は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、村域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から

保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、村及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、村、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第3 住民及び事業所の基本的責務

風水害等災害対策編「第1章 第7節 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

## 第4節 音威子府村の地形、地質及び社会的現況

---

本節については、風水害等災害対策編「第2章 第1節 自然条件」及び「第2章 第2節 社会的条件」を準用する。

## 第5節 音威子府村及びその周辺における地震の発生状況

---

### 第1 音威子府村及びその周辺における被害地震被害

本村及びその周辺における地震による被害は、これまでに発生した記録はないが、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

## 第6節 音威子府村における地震の想定

---

### 第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の13の海溝型地震（※1）と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての11の断層帯（※2）を道内で想定される地震としている。

これらの中で本村に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている「留萌沖地震」、及び地震調査研究推進本部で公表されている「増毛山地東縁断層帯」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※3)を想定し、地震被害を予測する。

(※1) 13の海溝型地震(海溝型地震)

北海道地域防災計画で想定されている13の地震(三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖、択捉島沖、500年間隔地震、北海道南西沖、積丹半島沖、留萌沖、北海道北西沖、釧路直下、厚岸直下、日高西部)を想定している。

(※2) 11の活断層(内陸活断層の地震)

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として11の断層帯(石狩低地東縁断層帯、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石狩低地東縁断層帯南部、沼田-砂川付近の断層帯)を想定している。

(※3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

本村においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを計算している。

## 第2 被害の予測

### 1 地震による被害

想定した3つの地震のうち、本村に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震」による地震(M6.9)と予測され、「留萌沖地震」、「増毛山地東縁断層帯」では、建物被害、人的被害は軽微なものにとどまると予測される。

地震のタイプ 地震属性	留萌沖地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる 直下の地震
想定震度	震度4以下	震度4以下	震度6弱~6強

地震のタイプ 建物被害	留萌沖地震			増毛山地東縁断層帯			全国どこでも起こりうる 直下の地震		
	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
木造建築物	0	0	0	0	0	0	195	26	221
非木造建築物	0	0	0	0	0	0	13	10	23
合計	0	0	0	0	0	0	208	36	244

地震のタイプ 人的被害	留萌沖地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる 直下の地震
死者	0	0	2
負傷者	0	0	5
重傷者数	0	0	0
軽傷者数	0	0	5
死傷者数計	0	0	7

※建築物被害は平成21年3月末現在の建築物データをもとに推定(総棟数:415棟)

※人的被害は平成21年3月末現在の住民基本台帳をもとに推定(総人口:870人)